

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人東日本学園
②設置大学名称	北海道医療大学
③担当部署	経営企画部総務企画課
④問合せ先	soumu@hoku-iryo-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年12月18日
⑥点検結果の公表日	2025年12月19日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/about/disclosure/governance/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ**II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

実施項目1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	<p>建学の理念及び教育理念・教育目的・教育目標を本学ホームページにおいて公表している。</p> <p>建学の理念 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/about/philosophy/mind/</p> <p>教育理念・教育目的・教育目標 https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/about/philosophy/rinen/</p>
実施項目1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	<p>大学、学部・学科、研究科において三方針を定め、本学ホームページにおいて明確に示している。</p> <p>また、毎年度実施している卒業生等アンケートや自己点検・評価の結果を踏まえ、カリキュラムの見直し等、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。2025年度においては、2024年度に受審した大学評価の結果も踏まえて各学部・研究科の三方針の見直しも図っている。</p>
実施項目1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	<p>以下により教学組織の権限と役割を明確化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事会業務委任規則及び教員職位規程において、学長の役割及び職務範囲を定めている。 教員職位規程において、副学長は学長を助け、命を受けて学務をつかさどる旨、また、学部長は学長より一定の権限の委任を受け学部の運営を統括する旨、役割を定めている。 学則及び評議会規程において、評議会は全学の教育及び研究の基本に関する事項等を審議し学長に対し意見を述べる機関である旨、役割を定めている。 学則及び各学部教授会規程において、教授会は各学部に関する事項を審議し学長に対し意見を述べる機関である旨、役割を定めている。
実施項目1－1④	説明
教職協働体制の確保	<p>教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、各種会議において教員と事務職員が連携し、双方の専門性を生かした協働体制により運営を行っている。</p> <p>また、教職員合同のF D・S Dセミナーを実施し、大学を取り巻く環境等の認識を共通にするとともに、相互の連携強化を図り、教職協働体制を推進している。</p> <p>さらに、点検・評価全学審議会においては、適切な分担・協力・連携の下、実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCAサイクル)による教育の質向上・大学価値向上の推進に取り組んでいる。</p>

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	管理運営方針並びに求められる教員像および編成方針において教職員の資質向上に係る基本方針を定めている。年次計画については、FDに関しては全学FD委員会及び各学部・研究科FD委員会において、またSDに関してはSD活動推進委員会が主となり策定・推進を行い、資質向上に向けた取組みを実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	寄附行為及び管理運営方針に基づき、2025年度からの5年間を対象期間として、ビジョンの実現に向けた9項目の重点課題とその重点課題ごとの具体的なアクションプランで構成される中期計画を策定している。策定にあたっては、評議員会並びにステークホルダーとしての各学部同窓会からの意見聴取を行い理事会で決議した。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画は、毎年度、進捗評価を行った上で、評価結果に基づき必要に応じて計画を見直し、計画の実効性を高めるよう進捗管理を行っていくこととしている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、建学の理念の下、保健・医療・福祉の専門職業人の養成により社会に貢献することを教育理念とし、6学部9学科1専門学校を設置し、急速に変化する社会環境に対応できる人材育成に取り組んでいる。また、各学部を基礎とする研究科（博士前期・後期課程）を有し、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有する高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成にも取り組んでいる。さらに、2026年度には、複雑化する医療・保健・看護・福祉・心理の現場で医療人としての視点から解決策を策定できるデータサイエンティストの養成を目的とする「臨床データサイエンス学環」を開設する。なお、全学部において、目的意識・学び直しの意欲を重視した社会人特別選抜も行うなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。

実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携推進センターを設置し、地域連携に関する基本方針の下、(1) 地方自治体等と産学官連携の推進に向け包括連携協定を締結し、継続的に連携事業を積極的に行うとともに、地域発展のためのシンクタンク機能を果たすための諸事業を実施、(2) 地域の課題解決に取り組み、地域での活動への参加を通じて地域社会の発展に主体的に貢献することができるよう、地域を対象としたカリキュラムの整備、(3) 地域課題の解決を目的とした研究活動の活性化、(4) 地域社会一般の教養の啓発を目的とした生涯学習講座（公開講座）の開講により、社会貢献・地域連携の推進を図っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	以下により障害、国籍等、多様な背景を持つ学生を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう障がい学生支援規程を定めている。 ・外国人留学生に対する修学、生活に係る支援及び指導助言、円滑な修学を実現する教育環境の整備等に資することを目的として外国人留学生サポートセンターを設置している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	多様性確保の観点より女性登用に配慮し、現在、理事において 13 名中 1 名、評議員において 15 名中 3 名の女性が就任している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為及び理事選任機関運営規程の定めに従い、理事全員及び評議員全員を構成員とする理事選任機関において、理事候補者の経歴及び候補者とした理由、学園及び学園の監事又は評議員との関係、その他の理事候補者に関する情報等を示した上、選任を行っている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の権限、理事の職務、理事会の決議方法等、寄附行為の定めに従い運営を行っている。また、評議員会の職務及び運営方法、理事会と評議員会の決議が異なる場合の協議について寄附行為に定め、適切な牽制体制と協働体制を確立している。

実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	常任理事会の資料・議事録を全理事に共有するとともに、本学に関連する各種法令等の変更や私学を取り巻く情勢に関する情報等を提供している。また、日本私立大学協会提供の「学校法人役員等研修」等を活用し、研修機会の充実に努めている。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人について、資格、選任方法等を寄附行為に定め、その定めに基づき、評議員会の決議によって選任を行っている。
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程において、監査計画の策定について規定するとともに、監事相互間の連携、会計監査人との連携、監査室の業務支援等についても規定しており、監事監査（年3回実施）の際には、会計監査人も同席し、会計監査に関する報告及び意見交換を行っており、監事・会計監査人・監査室の連携体制を確立している。
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事と監査室が連携し監査に必要な情報提供に努めるとともに、文部科学省、その他公益法人主催の研修会等について案内し、研修機会の充実に努めている。

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任について、構成人数を(1)この法人の職員のうちから選任した者5～10名以内、(2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから選任した者5～10名以内、(3)学識経験者のうちから選任した者5名以上10名以内とし、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すること、私立学校法に規定される評議員の資格及び構成に関する要件を遵守すること等を寄附行為に定め、その定めに基づき、評議員会の決議によって選任を行っている。
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の職務、評議員会への諮問事項、評議員会の決議事項、理事の行為の差し止め請求、評議員会の運営方法等について寄附行為に規定し、その定めに従い運営を行うことで、適切な牽制体制と協働体制を確立している。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	本学に関連する各種法令等の変更や私学を取り巻く情勢に関する情報等を提供している。また、日本私立大学協会提供の「学校法人役員等研修」等を活用し、研修機会の充実に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	内部統制システム整備の基本方針において、リスク管理に関する体制の整備に関する基本方針を定め、また、この基本方針に基づくリスク管理規程において、リスク管理マニュアルの策定を定め、個別事象への対応を含む「リスク・危機管理マニュアル」を策定・整備している。 また、「災害対応マニュアル」として、自然災害、火災等の危機を未然に防止し発生した場合にも被害を最小限に止めるための事業継続計画を策定・整備し、危機に備えている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備の基本方針において、コンプライアンスに関する管理体制の整備に関する基本方針を定め、この基本方針に基づく学校法人東日本学園コンプライアンス推進に関する規程により、法令等遵守の体制を整備している。 また、公益通報等に関する規程に基づき、公益通報の窓口は理事長直轄の部門である監査室とし、通報者の保護を図っている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	管理運営方針において、大学の諸活動について常に点検・評価を行い、その結果を広く公表することで、社会に対する説明責任を果たしていく旨の方針を策定し、学校法人東日本学園情報公開規程において公開の方法、項目等を定め、積極的な情報公開に努めている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校教育法施行規則に基づく教育研究活動等の状況についての情報は「情報の公表」ページに集約・公表し、情報へのアクセスのしやすさに配慮しているほか、財務状況の公開に関し、学校法人会計と企業会計の違いについての説明も掲載することで、理解促進に努めている。

II-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明